

五条川左岸流域関連
大口町公共下水道事業

変更申出書

令和7年度

愛知県丹羽郡大口町

五条川左岸流域関連大口町公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者 大口町長 鈴木 雅博

工事着手の予定年月日 昭和 63 年 11 月 14 日

工事完成の予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

令和 13 年 3 月 31 日

目 次

	頁
変 更 理 由-----	(1)
(第 1 表) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書---	(2)
(第 4 表) 管渠調書 (分流式汚水) -----	(3)

変 更 理 由

五条川左岸流域関連大口町公共下水道は、昭和 63 年に事業着手後、今日まで鋭意事業の進捗に努め、令和 6 年度までには既計画区域 330.1 ha のうち 99.8%に相当する 329.5 ha の面整備が完了した。

今回、下記に示す汚水約 346.9 ha の事業計画の変更を行い、より多くの町民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るものである。

記

- ① 開発行為による計画区域の拡大に伴い、計画処理人口、計画汚水量等を見直す。
- ② 近年の社会情勢を考慮し、実態に即した原単位に見直す。
- ③ 変更計画に伴う事業量等を勘案し、工事完了の予定年月日を令和 8 年 3 月 31 日から令和 13 年 3 月 31 日まで延伸する。

(第1表)

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積		約330ヘクタール 約347ヘクタール	予定処理区域内の 地 名		愛知県丹羽郡大口町 区域は下水道計画一般図表示のとおり
処理分区の 名 称	面 積 (単位：ヘクタール)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域下水道 の幹線名	摘 要
大 口 左 岸 処 理 分 区	330 347	大口1号	大口町豊田三丁目	大口幹線	

(第4表)

管 渠 調 査 書				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位ミリメートル)	延 長 (単位メートル)	点検箇所 の数	摘 要
大 口 左 岸 処 理 分 区	○150~800	9,470	4	方法：マンホール内からの 管内目視等適切な方法 で実施する 頻度：5年に1回以上
計		9,470	4	(点検箇所の状況) 圧送先：2か所 伏越し管下流：2か所

五条川左岸流域関連大口町公共下水道事業計画説明書

目 次

1. 事業計画の概要	1
(1) 全体計画(基本計画)の概要	2
(2) 事業計画の概要	4
2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況.....	7
(1) 地形及び土地の用途	8
(2) 下水の排除方式及びその決定の理由	8
(3) 予定処理区域及びその決定の理由	8
(4) 管渠の位置の決定の理由	8
3. 計画下水水量及びその算定の根拠	9
(1) 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠.....	10
(2) 1人1日当りの汚水の量及びその推定の根拠.....	12
(3) 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠.....	15
4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその 推定の根拠	21
(1) 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠.....	22
(2) 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量 並びにその推定の根拠	26
(3) その他汚水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠.....	27
(4) 流入水質の総括	28
(5) 除害施設設置基準及びその決定の理由	29
(6) 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由.....	29
5. 下水の放流先の状況	30
6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源.....	32
(1) 下水道事業に関する財政計画書	33
7. その他の書類	35

1. 事業計画の概要

1. 事業計画の概要

(1) 全体計画(基本計画)の概要

大口町は愛知県北西部にあり、東西約 3.6 km, 南北約 6.1 km で、北東から南西に延びて木の葉の形をした、総面積 13.61 km²の町である。

本町は、名古屋市より直線距離にして 18 km の近郊地域に位置するが良好な田園環境を備えている。また町中心部を国道 41 号が南北に走っており、周辺には名神高速道路, 東名高速道路, 中央自動車道がある等、交通の便が優れている。

この地便の理を生かして、宅地化の推進、繊維・機械工業を中心とした工場誘致・高度化の促進を行うことにより、著しい経済産業活動の発展を遂げており、今後も、より一層の進展が見込まれている。

一方、地域のこのような産業、経済の発展に伴う都市化は、生活排水、産業排水等の汚水を著しく増加させ、公共用水域の水質汚濁を招き、環境基準達成を困難なものとする要因となっている。このため、これらの抜本的対策として有力である下水道整備が、緊急の課題となっている。

本町の下水道整備方針は、「旧 新川水域流域別下水道整備総合計画（昭和 46 年着手）（現 名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画）」において、流域関連公共下水道（五条川左岸及び右岸処理区）の構成市町の一つとして位置付けられたため、町の中央を貫流する五条川を境に 2 処理区に分割し、「五条川右岸流域下水道事業計画」及び「五条川左岸流域下水道事業計画」に基づき流域関連公共下水道として整備する方針と定めた。

このうち五条川左岸処理区については、昭和 63 年度に、市街化区域と市街化区域に近接した調整区域を合わせた区域を対象に当初の下水道全体計画（基本計画）を策定し、その後、上位計画の見直し等にあわせて、平成 7 年度、平成 10 年度、平成 15 年度、平成 22 年度、平成 27 年度、平成 29 年度、令和 3 年度及び令和 7 年度に変更を行った。今回、上位計画の変更や大口町汚水処理施設整備構想の見直しに伴い、区域の追加を行うものとした。

全体計画（基本計画）の概要を表 1 - 1 に示す。

表 1 - 1 全体計画（基本計画）の概要

項目	変更前	変更後	摘要
計画目標年次	令和7年	令和30年	
計画区域面積(ha)	330.1	346.9	
排除方式	分流式		
計画人口(人)	6,420	6,400	
日最大計画汚水量(m ³ /日)	6,644	5,998	
内訳	生活汚水量	2,343	2,131
	営業汚水量	94	1,666
	工場排水量	3,841	426
	地下水量	366	1,615
	その他汚水量	-	160
流域幹線及び接続点名称	五条川左岸流域下水道 大口幹線 大口1号接続点	五条川左岸流域下水道 大口幹線 大口1号接続点	
流入水質(mg/l)	BOD:185, COD:117 SS:228, T-N:53.3 T-P:15.5	BOD:141, COD:79 SS:108, T-N:25 T-P:3.7	

注) 五条川左岸を対象, 流域下水道計画と整合

(2) 事業計画の概要

本町の五条川左岸に関する下水道事業は、昭和63年度に「大口町公共下水道基本計画(当初の全体計画)」に基づき、国道41号の西側の市街化区域及び既成集落を対象に汚水計画の新規事業認可を受けた。その後、下水道事業の進捗にあわせて平成7年、平成10年、平成13年、平成17年、平成23年、平成29年及び令和4年に事業計画を見直し、鋭意、下水道整備を進めてきた。

五条川左岸処理区の令和6年度末現在における下水道整備状況は、既事業計画区域(330.1ha)のうち329.5haが整備済みであり、面積整備率は99.8%に達している。

今回、下記に示す事業計画の変更を行い、より多くの市民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るものとする。

1) 計画処理人口、計画汚水量等の見直し

開発行為による計画区域の拡大に伴い、計画処理人口、計画汚水量等を見直す。

2) 原単位の見直し

近年の社会情勢を考慮し、実態に即した原単位に見直す。

3) 事業期間の変更

事業期間を令和8年3月31日から令和13年3月31日に変更する。

事業計画の概要を表1-2に示す。また、事業計画一般図(汚水)を図1-1に示す。

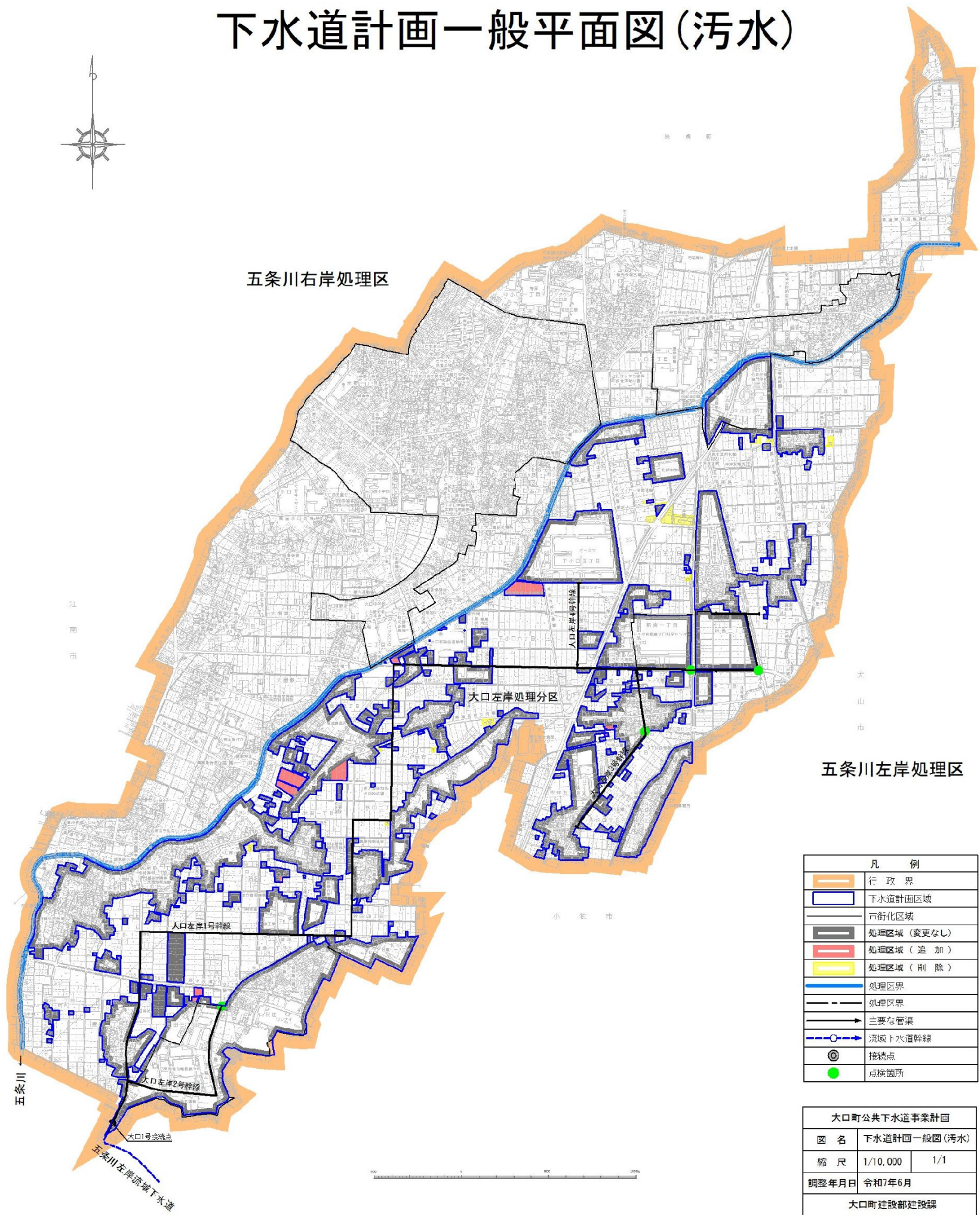
表 1 - 2 事業計画の概要

項目	変更前	変更後	摘要
計画目標年次	令和7年	令和12年	
計画区域面積(ha)	330.1	346.9	
排除方式	分流式		
計画人口(人)	6,420 (5,610)	6,100 (6,100)	
日最大計画汚水量(m ³ /日)	6,221 (5,966)	5,275 (5,275)	
内 訳	生活汚水量	2,022 (1,767)	1,952 (1,952)
	営業汚水量	81 (81)	1,311 (1,311)
	工場排水量	3,841	426
	地下水量	277 (277)	1,426 (1,426)
	その他汚水量	-	160
流域幹線及び接続点名称	五条川左岸 流域下水道 大口幹線 大口1号 接続点	五条川左岸 流域下水道 大口幹線 大口1号 接続点	
流入水質(mg/l)	BOD:194 COD:160 SS :244 T-N:57.0 T-P:16.85	BOD:149 COD:84 SS :115 T-N:27 T-P:4.0	

下段()内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

下水道計画一般平面図(汚水)



大口町公共下水道事業計画	
図 名	下水道計画一般図(汚水)
縮 尺	1/10,000 1/1
調整年月日	令和7年6月
大口町建設部建設課	

図 1 - 3 事業計画一般図(汚水)

2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

(1) 地形及び土地の用途

予定処理区域は五条川左岸に位置する市街化区域及び既成集落である。

地形は五条川に沿い北東から南西へとゆるやかな勾配となっており、土地の利用状況は市街地(84.0 ha)のうちの大部分は工業地域であり、大規模な工場が立地している。

(2) 下水の排除方式及びその決定の理由

排除方式は、「分流式」とする。

下水の排除方式には、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、同一の管渠で排除する合流式があるが、本計画では、計画区域内及び周辺の公共用水域の水質汚濁に重点をおき、分流式を採用する。

(3) 予定処理区域及びその決定の理由

予定処理区域は、五条川左岸の市街化区域と、市街化区域に連端した集落及び幹線沿いの集落(合計 346.9 ha)とする。

区域の決定に際しては、市街化の進展状況並びに流域下水道の接続位置、幹線系統を考慮し、投資効果の大なる区域とする。

予定処理区域の面積を表2-1に示す。

表2-1 予定処理区域

(単位: ha)

区	域	全体計画	事業計画
大口左岸処理分区	市街化区域	84.0	84.0
	調整区域	262.9	262.9
	合計	346.9	346.9

流域下水道事業計画と整合

(4) 管渠の位置の決定の理由

管渠の位置決定にあたっては、平面、縦断位置及びその経済性が大きな要因となる。

予定処理区域内の管渠位置は、次の事項を考慮して決定した。

- 1) 自然流下を原則とする。
- 2) 管渠は現況道路下に埋設することを原則とする。
- 3) 重要地下埋設物との交差、河川、水路、鉄道等の横断箇所はできるだけ少なくする。

3. 計画下水量及びその算定の根拠

3. 計画下水量及びその算定の根拠

(1) 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

本町の令和6年度末現在における行政人口（住民基本台帳人口）は、24,212人であり、増加傾向が続いている。

本町の将来行政人口は、①トレンド推計結果、②コーホート要因法による推計結果、③「五条川左岸流域下水道事業計画」等、他の長期計画での将来人口を比較検討し、令和12年度行政人口として上位計画である「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、「名古屋港流総計画」において設定された24,600人を採用するものとした。「名古屋港流総計画」における将来行政人口の算定方法は以下の通りである。

- 1) 国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」と表記する）の「日本の地域別将来人口（平成30年推計）」における令和元年度時点での予測値と実測値の誤差が0となるように、社人研の将来予測値を補正する。
- 2) 将来人口は5年ピッチで設定し、いずれも100人単位で四捨五入した値を採用する。

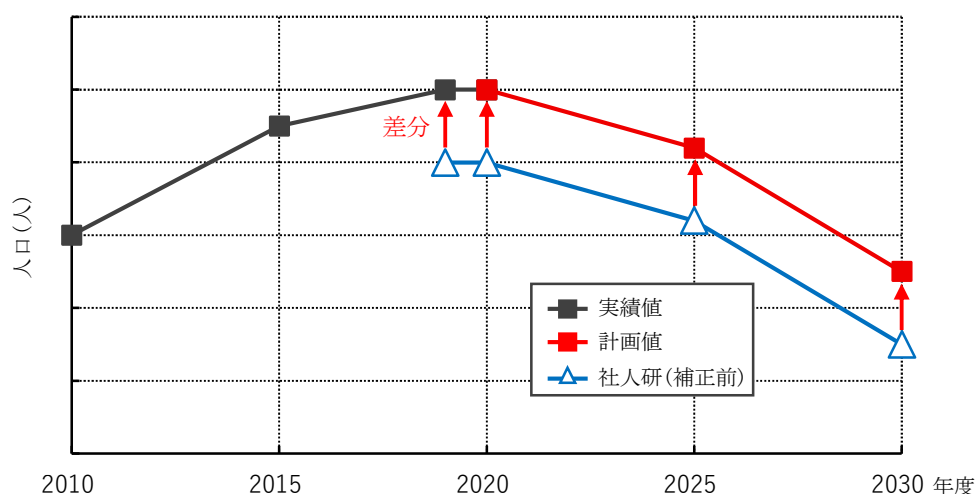


図3-1 行政人口データ 算定方法 イメージ図

全体計画人口（目標年：令和30年度）については、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、用途別計画面積に計画人口密度を乗じて算定した6,400人を採用するものとする。

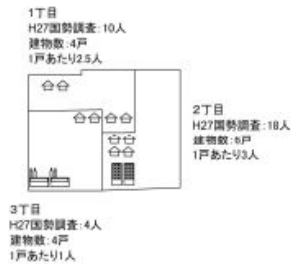
事業計画人口（目標年：令和12年度）についても、全体計画人口と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、用途別計画面積に計画人口密度を乗じて算定した6,100人を採用するものとする。

また、令和12年度における水洗化人口については、水洗化率を初年度ゼロ、1年目40%、2年目70%、3年目100%と設定し、これらを年次別整備人口に乘じて6,100人とした。「名古屋港流総計画」における計画人口の算定方法は以下の通りである。

【計画処理人口算定方法】

①：小地域別に1戸当たりの居住人数を設定

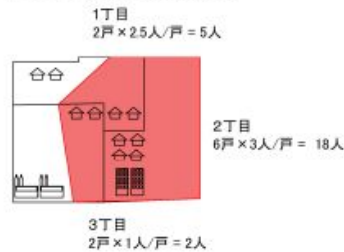
1. 小地域ごとに1戸あたりの居住人数を設定



③：計画処理区内の現況建物数を集計

②：建物数に1戸当たりの居住人数を乗じて予定処理区内の現況人口(平成27年)を集計

2. 処理区ごとに人口を設定



④：③で整理した計画処理区内外の現況人口比率を用いて、計画処理区内外の将来人口を算定

⑤：④で算定した計画処理区内の人口を100人単位で四捨五入した値を計画処理人口として採用する。なお、④で設定した計画処理区内人口と整合を図るために、処理区内人口が最も多い区域で調整を行った。

注1) 令和27年時点の計画処理区は全県域汚水適正処理構想と整合させる。

注2) 各計画処理区における計画処理人口設定結果を次頁以降に示す。

用途地域別人口及び人口密度を表3-2に示す。

表3-2 用途地域別人口及び人口密度

区分		市街化区域			市街化調整区域 (集落)	計
		住居地域	工業地域	計		
全体	面積 (ha)	12.0	72.0	84.0	262.9	346.9
	人口密度 (人/ha)	74.2	5.7	15.5	19.4	34.9
	人口 (人)	890	410	1,300	5,100	6,400
事業	面積 (ha)	12.0 (12.0)	72.0 (72.0)	84.0 (84.0)	262.9 (262.9)	346.9 (346.9)
	人口密度 (人/ha)	45.0 (45.0)	8.6 (8.6)	13.8 (13.8)	18.8 (18.8)	32.6 (17.6)
	人口 (人)	540 (540)	620 (620)	1,160 (1,160)	4,940 (4,940)	6,100 (6,100)

事業計画 下段()内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

(2) 1人1日当りの汚水の量及びその推定の根拠

家庭下水量（生活＋営業汚水）は、家庭において炊事・洗濯・水洗トイレ等に使用された後に排出される生活污水と、事業所・官公署・娯楽場・学校等から排出される営業汚水に大別される。

上水道普及率が向上した現在では、生活に必要な水の多くを水道に依存する傾向が高いことから、その給水実績が、発生汚水量を知る手がかりとして有用である。

本町の令和5年度末における上水道の普及率は99.8%に達しており、ほとんどの住民が上水道を利用していると言える。このため、本計画においては、上水道の給水量≒汚水量と見なすものとする。

1) 1人1日当り生活污水量

本町の1人1日当り生活污水量は、平成13年以降は、多少の変動があるものの概ね横ばい傾向が続いており、コロナ禍の影響により一時的に家庭用有収水量が増加した令和2～3年度を除く10か年の給水実績の平均は、232 L/人・日となっている。

全体計画における1人1日当り生活污水量（目標年：令和30年度）は、本町の上位計画である「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、「名古屋港流総計画」において上水道給水実績と世帯人数を考慮した飽和値を基に設定された250 L/人・日を採用する。

事業計画における1人1日当り生活污水量（目標年：令和12年度）については、令和2～3年度を除く10か年の給水実績の平均値を現況（令和5年度）値とし、現況値と全体計画（令和30年度）値の直線補間により設定された237 L/人・日を端数処理した、「五条川左岸流域下水道事業計画」の240 L/人・日を採用する。

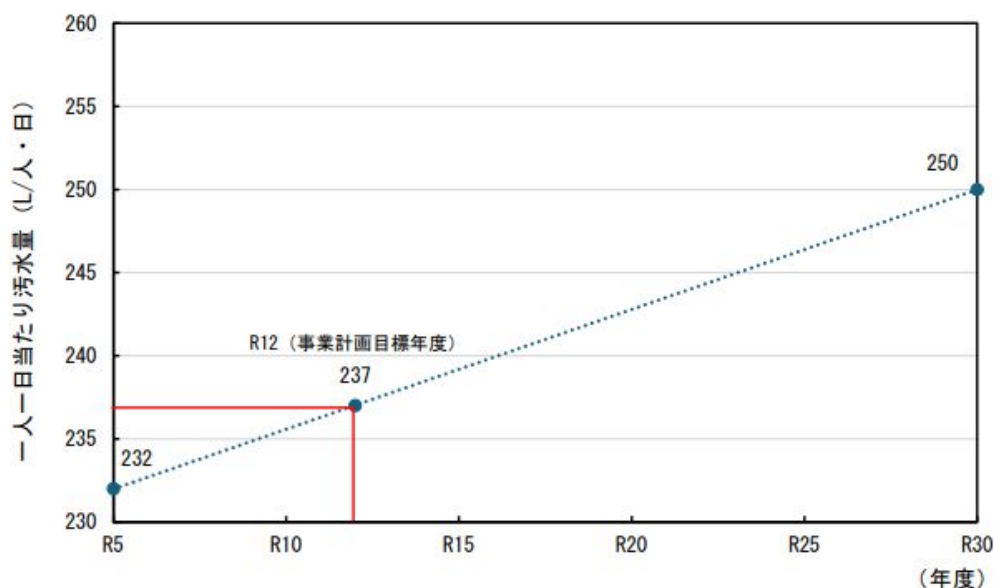


図3-3 生活污水量原単位（事業計画）の設定方法

生活汚水の変動率については、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、日平均：日最大：時間最大＝0.75：1.0：1.5とするものとする。

2) 1人1日当り営業汚水量

1人1日当りの営業汚水量は、1人1日当り生活汚水量に営業用水率を乗じて算定するものとする。

営業汚水量原単位は、都市形態・用途地域により大きく左右され、都市部ほど潜在需要が大きいとされているため、市街化区域において用途地域別に設定を行うものとする。

全体計画における営業用水率（目標年：令和30年度）は、「名古屋港流総計画」において設定された市町別営業用水率78.0%を用途地域別に補正を行った「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った住居429.4%、工業286.4%を採用するものとする。

事業計画における営業用水率（目標年：令和12年度）は、全体計画値と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った住居429.4%、工業286.4%を採用するものとする。

営業汚水の変動率については、生活汚水と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った、日平均：日最大：時間最大＝0.75：1.0：1.5を採用するものとする。

3) 1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）

1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）の整理結果を表3-4に示す。

表3-4 1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）

（単位：L/人・日）

項目		1人1日当り 日平均汚水量				1人1日当り 日最大汚水量			1人1日当り 時間最大汚水量		
		生活 汚水量	営業用 水率 (%)	営業 汚水量	計	生活 汚水量	営業 汚水量	計	生活 汚水量	営業 汚水量	計
全体計画 (R30)	住居	250	429.4	1,074	1,324	333	1,432	1,765	500	2,148	2,648
	工業		286.2	716	966		955	1,288		1,432	1,932
	集落		0.0	0	250		0	333		0	500
事業計画 (R12)	住居	240	429.4	1,031	1,271	320	1,375	1,695	480	2,062	2,542
	工業		286.2	687	927		916	1,236		1,374	1,854
	集落		0.0	0	240		0	320		0	480

日平均：日最大：時間最大＝0.75：1.0：1.5

流域下水道事業計画と整合

(3) 家庭下水、工場排水、その他汚水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

1) 家庭下水量(生活+営業汚水量)の推定の根拠

家庭下水量(生活+営業汚水量)は、計画人口に1人1日生活汚水量を乗じて算定した生活汚水量と、1人1日営業汚水量を乗じて算定した営業汚水量の合計とする。

生活汚水量、営業汚水量及び家庭下水量の算定結果を表3-5～表3-7に示す。

表3-5 生活汚水量

区分		全体計画(R30)				事業計画(R12)			
		計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)			計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)		
			日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大
市 街 化 区 域	住居	890	223	296	445	540 (540)	130 (130)	173 (173)	259 (259)
	工業	410	103	137	205	620 (620)	149 (149)	198 (198)	298 (298)
	小計	1,300	325	433	650	1,160 (1,160)	278 (278)	371 (371)	557 (557)
集落 区域		5,100	1,275	1,698	2,550	4,940 (4,940)	1,186 (1,186)	1,581 (1,581)	2,371 (2,371)
計		6,400	1,600	2,131	3,200	6,100 (6,100)	1,464 (1,464)	1,952 (1,952)	2,928 (2,928)

事業計画 下段()内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

表3-6 営業汚水量

区分		全体計画(R30)				事業計画(R12)			
		計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)			計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)		
			日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大
市 街 化 区 域	住居	890	956	1,274	1,912	540 (540)	557 (557)	743 (743)	1,113 (1,113)
	工業	410	294	392	587	620 (620)	426 (426)	568 (568)	852 (852)
	小計	1,300	1,250	1,666	2,499	1,160 (1,160)	983 (983)	1,311 (1,311)	1,965 (1,965)
集落 区域		5,100	0	0	0	4,940 (4,940)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		6,400	1,250	1,666	2,499	6,100 (6,100)	983 (983)	1,311 (1,311)	1,965 (1,965)

事業計画 下段()内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

表 3 - 7 家庭下水量（生活＋営業汚水量）

区分		全体計画(R30)				事業計画(R12)			
		計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)			計画人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)		
			日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大
市街化区域	住居	890	1,179	1,570	2,358	540 (540)	687 (687)	916 (916)	1,372 (1,372)
	工業	410	397	529	792	620 (620)	575 (575)	766 (766)	1,150 (1,150)
	小計	1,300	1,575	2,099	3,149	1,160 (1,160)	1,261 (1,261)	1,682 (1,682)	2,522 (2,522)
集落区域		5,100	1,275	1,698	2,550	4,940 (4,940)	1,186 (1,186)	1,581 (1,581)	2,371 (2,371)
計		6,400	2,850	3,797	5,699	6,100 (6,100)	2,447 (2,447)	3,263 (3,263)	4,893 (4,893)

事業計画 下段()内：水洗化を考慮した場合

2) 工場排水量の推定の根拠

下水道計画における工場排水量は、実態調査結果に基づき設定することが望ましいが、実態の把握が困難な場合は、中分類別出荷額に出荷額当たり工場排水量を乗じて算定する方法が考えられる。

工業出荷額・工場排水量に関する主な公表資料としては、①「工業統計表 用地・用水編(経済産業省)」，②「工業統計調査(愛知県及び本町)」，③「五条川左岸流域下水道事業計画資料」の3つがある。

このうち、①に関しては最新(平成26年現在)、②に関しても最新(令和2年現在)の値が記載されているものの、尾張地区(本町の他に、名古屋市等を含む38市町の合計)を対象に資料が整理されている。また、本町の中分類別出荷額の幾らかの業種は申告者の秘密保持の為秘匿としている。

③は、平成26年現在の値であるものの、工業統計調査原票に基づき本町の出荷額・排水量が、産業中分類別・下水道事業計画区域内外別等に整理された結果を採用している。

本計画では、本町の工場排水量が、より実態に近い結果が得られると考えられる③に基づき算定を行うものとする。

③では、工場排水を算定するための工業統計調査原票等のデータは秘匿性が高く入手が困難であり、区域内での新規工場の立地や計画がないことから、現状と大きく変わらないものと考え、工場の接続の有無及び接続予定年度を各市町へヒアリングした上で名港流総にて整理された工場排水量を用いるものとしていた。また、住所情報を基に、処理区分別の工場排水量を集計していた。令和12年度時点で接続予定の事業所における工場排水量を事業計画値、令和30年度時点で接続予定の事業所における工場排水量を全体計画値としていた。

これより、全体計画目標年(令和30年度)及び事業計画目標年(令和12年度)における、本町の計画工場排水量は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、表3-8に示すように設定するものとする。

工場排水の変動率は、「下水道施設計画・設計指針と解説 2019年版(社団法人日本下水道協会)」より、日平均：日最大：時間最大=1.0：1.0：2.0とした。

表3-8 計画工場排水量

(単位：m³/日)

区分	全体計画 (R30)	事業計画 (R12)
日平均 (変動率：1.0)	426	426
日最大 (変動率：1.0)	426	426
時間最大 (変動率：2.0)	852	852

流域下水道事業計画と整合

3) その他汚水量の推定の根拠

名港流総において、指定地域内事業所及び工場統計調査原票から把握できなかった工場のうち、ヒアリングによって令和30年度までに接続予定とした事業所については「その他汚水量」で計上している。本計画においても、名港流総値を踏襲した「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、「その他汚水量」を計上するものとする。

変動比は、日平均：日最大：時間最大＝1.0：1.0：2.0

表 3 - 9 その他汚水量の対象事業所

処理分区	住所	処理対象水量	接続予定年度	備考
大口左岸	愛知県丹羽郡大口町伝右二丁目336番地（新川食品）	160 m ³ /日	R3接続済み	食品工場

流域下水道事業計画と整合

表 3 - 10 その他汚水量

項目	日平均	日最大	時間最大
全体計画 (R30)	160	160	320
事業計画 (R12)	160	160	320

流域下水道事業計画と整合

4) 地下水量の推定の根拠

下水道施設へ流入する地下水（不明水等）は管渠の断面や大きさ、埋設深さ、地下水位、土質、施工の良否等によって影響し、時には取付管からの不正流入も考えられる。

地下水（不明水等）の下水道施設への流入は、施工管理及び行政指導を行うことにより低域することができるが、これらを完璧に行うのは難しい。

このため、本計画では、「名古屋港流総計画」の考え方に基づいた「五条川左岸流域下水道事業計画」との整合を図った。

現況の処理場への晴天時における流入水量の実績値に対する割合と整合するように下式に基づいて地下水量を算定する。また、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、地下水率は47%とした。

$$\text{地下水量} = \text{日平均汚水量（生活+営業+工場+その他）} \times \text{地下水率}$$

なお、地下水量の時間変動はないものとする。

地下水量の算定経過を表3-11に示す。

表3-11 地下水量

(単位：m³/日)

区分	全体計画 (R30)	事業計画 (R12)
日平均汚水量 (生活+営業+工場)	3,436	3,033 (3,033)
地下水量	1,615	1,426

流域下水道事業と整合

5) 計画下水量の総括

計画下水量の整理結果を表3-12に示す。また、処理分区域汚水量の取りまとめた結果を表3-13及び表3-14に示す。

表3-12 計画下水量

(単位：m³/日)

区分	全体計画 (R30)			事業計画 (R12)		
	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
生活污水量	1,600	2,131	3,200	1,464 (1,464)	1,952 (1,952)	2,928 (2,928)
営業汚水量	1,250	1,666	2,499	983 (983)	1,311 (1,311)	1,965 (1,965)
工場排水量	426	426	852	426	426	852
地下水量	1,615	1,615	1,615	1,426 (1,426)	1,426 (1,426)	1,426 (1,426)
その他汚水量	160	160	320	160 (160)	160 (160)	320 (320)
計	5,051	5,998	8,486	4,459 (4,459)	5,275 (5,275)	7,491 (7,491)

事業計画 下段()内：水洗化を考慮した場合 流域下水道事業計画と整合

表3-13 全体計画（令和30年度）における計画下水量

処理分区域名	区分	計画汚水量 (m ³ /日)									
		生活	営業				地下水	工場	その他	合計	
			市街化区域			調整区域					営業計
			住居	工業	小計	集落					
大口左岸	日平均	1,600	956	294	1,250	0	1,250	1,615	426	160	5,051
	日最大	2,131	1,274	392	1,666	0	1,666	1,615	426	160	5,998
	時間最大	3,200	1,912	587	2,499	0	2,499	1,615	852	320	8,486

流域下水道事業計画と整合

表3-14 事業計画（令和12年度）における計画下水量

処理分区域名	区分	計画汚水量 (m ³ /日)									
		生活	営業				地下水	工場	その他	合計	
			市街化区域			調整区域					営業計
			住居	工業	小計	集落					
大口左岸	日平均	1,464	557	426	983	0	983	1,426	426	160	4,459
	日最大	1,952	743	568	1,311	0	1,311	1,426	426	160	5,275
	時間最大	2,928	1,113	852	1,965	0	1,965	1,426	852	320	7,491

流域下水道事業計画と整合

4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質
並びにその推定の根拠

4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

(1) 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠

1) 生活汚水の汚濁負荷量

生活汚水の汚濁負荷には、し尿由来のものと同雑排水由来のものがあり、これらの1人1日汚濁負荷量としては、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説(平成27年版 日本下水道協会)(以下、「平成27年流総指針」と呼ぶ。)」に記載された資料が参考となり、「五条川左岸流域下水道事業計画」では、平成27年流総指針に示された値を参考に、1人1日汚濁負荷量を設定している。

本計画では、「五条川左岸流域下水道全体計画」と整合を図り、次に示す原単位を、生活汚水の汚濁負荷量原単位として採用し、これに計画人口を乗じる事により、生活汚水の汚濁負荷量を算定するものとする。

表4-1 生活汚水の汚濁負荷量原単位及び水質(全体計画)

水質項目	汚濁負荷量原単位 (g/人・日)			汚水量原単位 (L/人・日)	水質 (mg/L)
	し尿	雑排水	計		
BOD	18	40	58	250	232
COD	10	18	28		112
SS	20	24	44		176
T-N	9	4	13		52
T-P	0.9	0.5	1.4		5.6

流域下水道事業計画と整合

表4-2 生活汚水の汚濁負荷量原単位及び水質(事業計画)

水質項目	汚濁負荷量原単位 (g/人・日)			汚水量原単位 (L/人・日)	水質 (mg/L)
	し尿	雑排水	計		
BOD	18	40	58	240	242
COD	10	18	28		117
SS	20	24	44		183
T-N	9	4	13		54
T-P	0.9	0.5	1.4		5.8

流域下水道事業計画と整合

表4-3 生活汚水の水質

区分	計画人口 (人)	1人1日汚濁負荷量 (g/人・日)					汚濁負荷量 (kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体計画	住居	890	58	28	44	13	1.4	51.6	24.9	39.2	11.6	1.3
	工業	410	58	28	44	13	1.4	23.8	11.5	18.0	5.3	0.6
	集落	5,100	58	28	44	13	1.4	295.8	142.8	224.4	66.3	7.1
	計	6,400						371.2	179.2	281.6	83.2	9.0
事業計画	住居	540	58	28	44	13	1.4	31.3	15.1	23.8	7.0	0.7
	工業	620	58	28	44	13	1.4	36.0	17.4	27.3	8.1	0.9
	集落	4,940	58	28	44	13	1.4	286.5	138.3	217.3	64.2	6.9
	計	6,100						353.8	170.8	268.4	79.3	8.5

流域下水道事業計画と整合

2) 営業汚水の汚濁負荷量

営業汚濁負荷量原単位は、官公署・事務所・デパート・飲食店等の活動に起因するものであり、その使用形態は、トイレ・炊事・食器洗い等、生活雑排水と類似した水質（ただし、し尿分については重複しないように除外する）であるとみられることから、本計画においては、「名古屋港流総計画」に基づいて算定した「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、下式により、算定する。

なお、営業用水率は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った住居429.4%、工業286.2%を採用する。

$$\text{営業汚濁負荷量原単位} = \text{雑排水負荷量負荷量} \times \text{営業用水率}$$

表4-4 営業汚濁負荷量原単位及び水質（全体計画）

項目	生活污水（雑排水）			営業污水			
	汚水量原単位 (L/人・日) ①	汚濁負荷量原単位 (g/人・日) ②	水質 (mg/L) ③=②/①	水質 (mg/L) ④=③	汚濁負荷量原単位 (g/人・日) ⑤=②×営業用水率		
					住居	工業	集落
営業用水率	—	—	—	—	429.4%	286.2%	0.0%
BOD	250	40	160	160	171.8	114.5	0.0
COD		18	72	72	77.3	51.5	0.0
SS		24	96	96	103.1	68.7	0.0
T-N		4	16	16	17.2	11.4	0.0
T-P		0.5	2	2	2.15	1.43	0.00

流域下水道事業計画と整合

表4-5 営業汚濁負荷量原単位及び水質（事業計画）

項目	生活污水（雑排水）			営業污水			
	汚水量原単位 (L/人・日) ①	汚濁負荷量原単位 (g/人・日) ②	水質 (mg/L) ③=②/①	水質 (mg/L) ④=③	汚濁負荷量原単位 (g/人・日) ⑤=②×営業用水率		
					住居	工業	集落
営業用水率	—	—	—	—	429.4%	286.2%	0.0%
BOD	240	40	167	167	171.8	114.5	0.0
COD		18	75	75	77.3	51.5	0.0
SS		24	100	100	103.1	68.7	0.0
T-N		4	17	17	17.2	11.4	0.0
T-P		0.5	2.1	2.1	2.15	1.43	0.00

流域下水道事業計画と整合

本計画では、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、上記の原単位を営業汚水の汚濁負荷量原単位として採用し、これに計画人口を乗ずることにより営業汚水の汚濁負荷量として算定するものとする。

表 4 - 6 営業汚水の汚濁負荷量

区分	計画人口 (人)	1人1日汚濁負荷量 (g/人・日)					汚濁負荷量 (kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体 計画	住居	890	171.8	77.3	103.1	17.2	2.15	152.9	68.8	91.8	15.3	1.9
	工業	410	114.5	51.5	68.7	11.4	1.43	46.9	21.1	28.2	4.7	0.6
	集落	5,100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	6,400						199.8	89.9	120.0	20.0	2.5
事業 計画	住居	540	171.8	77.3	103.1	17.2	2.15	92.8	41.7	55.7	9.3	1.2
	工業	620	114.5	51.5	68.7	11.4	1.43	71.0	31.9	42.6	7.1	0.9
	集落	4,940	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	6,100						163.8	73.6	98.3	16.4	2.1

流域下水道事業計画と整合

3) 家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量

家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量の整理結果を表4-7に示す。

表4-7 家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量

区分	計画人口 (人)	1人1日汚濁負荷量 (g/人・日)					汚濁負荷量 (kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体計画	住居	890	229.8	105.3	147.1	30.2	3.5	204.5	93.7	131.0	26.9	3.2
	工業	410	172.5	79.5	112.7	24.4	2.8	70.7	32.6	46.2	10.0	1.2
	集落	5,100	58.0	28.0	44.0	13.0	1.4	295.8	142.8	224.4	66.3	7.1
	計	6,400						571.0	269.1	401.6	103.2	11.5
事業計画	住居	540	229.8	105.3	147.1	30.2	3.5	124.1	56.8	79.5	16.3	1.9
	工業	620	172.5	79.5	112.7	24.4	2.8	107.0	49.3	69.9	15.2	1.8
	集落	4,940	58.0	28.0	44.0	13.0	1.4	286.5	138.3	217.3	64.2	6.9
	計	6,100						517.6	244.4	366.7	95.7	10.6

なお、家庭下水の水質は表4-8に示すように日平均汚水量と汚濁負荷量より算定した。

表4-8 家庭下水（生活＋営業汚水）の水質

区分	日平均汚水量 (m ³ /日)	汚濁負荷量 (kg/日)					水質 (mg/L)				
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (R30)	2,850	571.0	269.1	401.6	103.2	11.5	200	94	141	36	4.0
事業計画 (R12)	2,447	517.6	244.4	366.7	95.7	10.6	212	100	150	39	4.3

(2) 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠

工場排水の汚濁負荷量は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、産業中分類別に工場排水水質を設定し、工場排水水質に将来工場排水量を乗じて求める。

ただし、工場及び事業所等の特定施設から、公共下水道に排除を行う場合、下水道法第12条及び同政令第9条により、BOD 600 mg/L、SS 600 mg/L、T-N 240 mg/L、T-P 32 mg/L が許容限度水質として定められている。また、CODについては、BODと同じ600 mg/Lを上限水質とする。

工場排水の汚濁負荷量は、次式より算定する。

本計画において工場排水水質は、工場排水量と同様に、「名古屋港流総計画」に基づいた「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り設定する。

ただし、今回計画ではヒアリング結果を反映し、令和12年度時点で接続予定の事業所における工場排水の汚濁負荷量を事業計画値とし、令和30年度時点の接続予定の事業所における工場排水の汚濁負荷量を全体計画値とする。

設定した工場排水による汚濁負荷量等は、表4-9に示す。

表4-9 工場排水による汚濁負荷量及び流入水質

区分	処理分区名	工場排水量 (m ³ /日)	汚濁負荷量 (kg/日)					流入水質 (mg/L)				
			BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (R30)	大口左岸	426	118.1	116.3	129.8	20.7	6.8	277	273	305	49	16.0
事業計画 (R12)	大口左岸	426	118.1	116.3	129.8	20.7	6.8	277	273	305	49	16.0

流域下水道事業計画と整合

(3) その他汚水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠

その他汚水の汚濁負荷量は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、対象処理分区の排水水質を営業污水水質と同等とし、営業污水の流入水質については表4-10、その他汚水量の汚濁負荷量については表4-11に示す。

表4-10 営業排水による排水水質

区分	処理分区名	営業汚水量 (m ³ /日)	汚濁負荷量 (kg/日)					流入水質 (mg/L)				
			BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (R30)	大口左岸	1,250	199.8	89.9	120.0	20.0	2.5	160	72	96	16	2.0
事業計画 (R12)	大口左岸	983	163.8	73.6	98.3	16.4	2.1	167	75	100	17	2.1

流域下水道事業計画と整合

表4-11 その他汚水による汚濁負荷量

区分	処理分区名	その他汚水量 (m ³ /日)	流入水質 (mg/L)					汚濁負荷量 (kg/日)				
			BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (R30)	大口左岸	160	160	72	96	16	2.0	25.6	11.5	15.4	2.6	0.3
事業計画 (R12)	大口左岸	160	167	75	100	17	2.1	26.7	12.0	16.0	2.7	0.3

流域下水道事業計画と整合

(4) 流入水質の総括

汚濁負荷量及び総合水質並びに処理分区別流入水質を表4-12、表4-13、表4-14に示す。

表4-12 汚濁負荷量及び総合水質

区分	日平均 汚水量 (m ³ /日)	汚濁負荷量 (kg/日)					流入水質 (mg/L)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体計画 (R30)	生活	1,600	371.2	179.2	281.6	83.2	9.0	232	112	176	52	5.6
	営業	1,250	199.8	89.9	120.0	20.0	2.5	160	72	96	16	2.0
	工場	426	118.1	116.3	129.8	20.7	6.8	277	273	305	49	16.0
	地下水	1,615	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0
	その他	160	25.6	11.5	15.4	2.6	0.3	160	72	96	16	2.0
	計	5,051	714.7	396.9	546.8	126.5	18.6	141	79	108	25	3.7
事業計画 (R12)	生活	1,464	353.8	170.8	268.4	79.3	8.5	242	117	183	54	5.8
	営業	983	163.8	73.6	98.3	16.4	2.1	167	75	100	17	2.1
	工場	426	118.1	116.3	129.8	20.7	6.8	277	273	305	49	16.0
	地下水	1,426	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0
	その他	160	26.7	12.0	16.0	2.7	0.3	167	75	100	17	2.1
	計	4,459	662.4	372.7	512.5	119.1	17.7	149	84	115	27	4.0

流域下水道事業計画と整合

表4-13 処理分区別流入水質（令和30年度全体計画）

処理分区名	区分	日平均 汚水量 (m ³ /日)	計画汚泥負荷量 (kg/日)								流入 予定 水質 (mg/L)	
			生活	営業			調整 区域	営業計	工場	その他		合計
				住居	工業	小計						
大口左岸	BOD	5,051	371.2	152.9	46.9	199.8	0.0	199.8	118.1	25.6	714.7	141
	COD		179.2	68.8	21.1	89.9	0.0	89.9	116.3	11.5	396.9	79
	SS		281.6	91.8	28.2	120.0	0.0	120.0	129.8	15.4	546.8	108
	T-P		83.2	15.3	4.7	20.0	0.0	20.0	20.7	2.6	126.5	25
	T-N		9.0	1.9	0.6	2.5	0.0	2.5	6.8	0.3	18.6	3.7

流域下水道事業計画と整合

表4-14 処理分区別流入水質（令和12年度事業計画）

処理分区名	区分	日平均 汚水量 (m ³ /日)	計画汚泥負荷量 (kg/日)								流入 予定 水質 (mg/L)	
			生活	営業			調整 区域	営業計	工場	その他		合計
				住居	工業	小計						
大口左岸	BOD	4,459	353.8	92.8	71.0	163.8	0.0	163.8	118.1	26.7	662.4	149
	COD		170.8	41.7	31.9	73.6	0.0	73.6	116.3	12.0	372.7	84
	SS		268.4	55.7	42.6	98.3	0.0	98.3	129.8	16.0	512.5	115
	T-P		79.3	9.3	7.1	16.4	0.0	16.4	20.7	2.7	119.1	27
	T-N		8.5	1.2	0.9	2.1	0.0	2.1	6.8	0.3	17.7	4.0

流域下水道事業計画と整合

(5) 除害施設設置基準及びその決定の理由

除害施設の設置基準については、下水道法施行令第9条に基づき定めた。

(6) 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由

工場排水のうち次の事項に該当する工場は、現状において水質汚濁防止法に基づき運用が図られており、下水道整備後において下水道法第10条第1項ただし書きの規定に該当することが考えられるので計画汚水量から控除した。

- a. 有害物質を含む排水を出す工場
- b. 自家処理可能な大規模工場（排水量1000 m³/日以上）

5. 下水の放流先の状況

5. 下水の放流先の状況

流域下水処理場の放流先河川である一級河川 巾下川は、農業用水源として貴重な水源となっており、将来ともこの傾向は続くものと思われる。

6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

(1) 下水道事業に関する財政計画書

(単位：千円)

イ 経費の部										
年次	建設改良費						起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	建設費 負担金	計	うち用地費				
過年度 (昭和63年度～ 令和6年度)	9,310,869 9,428,937	-	-	856,131 855,135	10,167,000 10,284,072	-	6,113,063 5,876,682	2,032,791 2,350,273	- 23,154	18,312,854 18,534,181
令和7年度	161,439 71,772	-	-	8,000 10,817	169,439 82,589	-	115,912 90,452	124,512 325,131	-	409,863 498,172
令和8年度	- 113,812	-	-	- 9,114	- 122,926	-	- 88,329	- 285,569	-	- 496,824
令和9年度	- 113,725	-	-	- 9,114	- 122,839	-	- 78,196	- 287,646	-	- 488,681
令和10年度	- 113,725	-	-	- 9,114	- 122,839	-	- 73,718	- 292,792	-	- 489,349
令和11年度	- 111,555	-	-	- 9,114	- 120,669	-	- 71,120	- 297,167	-	- 488,956
令和12年度	- 118,499	-	-	- 9,114	- 127,613	-	- 66,604	- 299,473	-	- 493,690
小計 (令和7年度～ 令和12年度)	161,439 643,088	-	-	8,000 56,387	169,439 699,475	-	115,912 468,419	124,512 1,787,778	-	409,863 2,955,672
合計	9,472,308 10,072,025	-	-	864,131 911,522	10,336,439 10,983,547	-	6,228,975 6,345,101	2,157,303 4,138,051	- 23,154	18,722,717 21,489,853

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還金」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位：千円)

ロ 財 源 の 部												
年 次	建 設 改 良 費						維 持 管 理 費 及 び 起 債 元 利 償 還 費					合 計
	国 費	起 債	他 会 計 繰 入 金	受 益 者 負 担 金	そ の 他	計	下 水 道 使 用 料 ※	他 会 計 繰 入 金	そ の 他	計		
過年度 (昭和63年度～ 令和6年度)	1,807,750 1,851,671	4,433,014 4,391,482	2,782,762 2,853,270	805,295 849,470	338,179 338,179	10,167,000 10,284,072	3,672,726 3,610,414	4,473,128 4,472,810	- 166,885	8,145,854 8,250,109	18,312,854 18,534,181	
令和7年度	-	149,000 53,252	12,829 28,588	7,610 749	-	169,439 82,589	186,057 162,048	54,367 150,613	- 102,922	240,424 415,583	409,863 498,172	
令和8年度	-	- 71,610	- 48,408	- 869	- 2,039	- 122,926	- 156,240	- 129,416	- 88,242	- 373,898	- 496,824	
令和9年度	-	- 71,610	- 36,453	- 434	- 14,342	- 122,839	- 157,029	- 130,703	- 78,110	- 365,842	- 488,681	
令和10年度	-	- 71,610	- 29,866	- 347	- 21,016	- 122,839	- 170,057	- 122,822	- 73,631	- 366,510	- 489,349	
令和11年度	-	- 71,610	- 23,092	- 217	- 25,750	- 120,669	- 170,455	- 126,799	- 71,033	- 368,287	- 488,956	
令和12年度	-	- 71,610	- 23,478	- 131	- 32,394	- 127,613	- 170,830	- 128,730	- 66,517	- 366,077	- 493,690	
小 計 (令和7年度～ 令和12年度)	-	149,000 411,302	12,829 189,885	7,610 2,747	- 95,541	169,439 699,475	186,057 986,659	54,367 789,083	- 480,455	240,424 2,256,197	409,863 2,955,672	
合 計	1,807,750 1,851,671	4,582,014 4,802,784	2,795,591 3,043,155	812,905 852,217	338,179 433,720	10,336,439 10,983,547	3,858,783 4,597,073	4,527,495 5,261,893	- 647,340	8,386,278 10,506,306	18,722,717 21,489,853	
下水道使用料 ※関連事項	接続率：92.4%（令和6年度末：初年度）→ 93.7%（令和12年度：最終年度）											
	講じる 対策：		未水洗化家屋への定期的な戸別訪問や啓発活動等の広報活動を行う。									
	講じる 対策：		管渠等について計画的な調査を行い、不明水対策を重要視した対策を行う。									
その他講じる対策：		下水道使用料に関して、流域構成市町の状況を考慮しつつ、改定時期や改定単価の検討を行う。										

7. その他の書類

7. その他の書類

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等		現在 (令和6年度末)	中期目標 (令和12年度末)			
汚水処理	下水道処理人口普及率[%]		95.8%	100%	100%	事業計画区域の整備を令和12年までに完了させる。	事業計画区域の整備
	管路施設 (管渠)	緊急度Ⅰの延長	0m	0m	0m	ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、緊急度ⅠまたはⅡの管渠に対して改築を実施していく。	-
	管路施設 (マンホール)	緊急度Ⅰのマンホールの箇所数	82箇所	0箇所	0箇所	ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、緊急度ⅠまたはⅡのマンホールに対して改築を実施していく。	-
耐震化	災害時における機能確保率[%]	主要な管渠	32.4%	49.3%	100%	ストックマネジメント計画と連携し、老朽化に合わせて耐震基準を確保していく。	-
		下水処理場	-	-	-	-	-
		ポンプ場	-	-	-	-	-
浸水対策	該当なし		-	-	-	-	-
耐水化	該当なし		-	-	-	-	-
高度処理	該当なし		-	-	-	-	-
合流式下水道	該当なし		-	-	-	-	-
汚泥の再生利用	該当なし		-	-	-	-	-
その他	マンホールトイレの整備基数		11基	11基	11基	地域防災計画に位置付けられた避難所等を対象にマンホールトイレシステムの整備を進める。	-

(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検調査の計画
管渠施設	概ね10年～20年に一度、目視及び管口カメラ、簡易直視式カメラにて点検を実施。ただし、腐食環境下については5年に一度、目視及び管口カメラ、簡易直視式カメラにて点検を実施。 注) 点検の結果、異常の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施。
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	管渠は緊急度Ⅰ及び緊急度Ⅱのものを修繕・改築対象とする。 マンホール本体及びマンホール蓋は緊急度Ⅰのものを修繕・改築対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

iii) 改築事業の概要（令和7年度～令和12年度）（6年間）

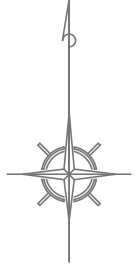
主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長：約1 km/年
汚水・雨水ポンプ施設	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の 対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね81百万円	概ね100年後	目標耐用年数(75年)で 改築

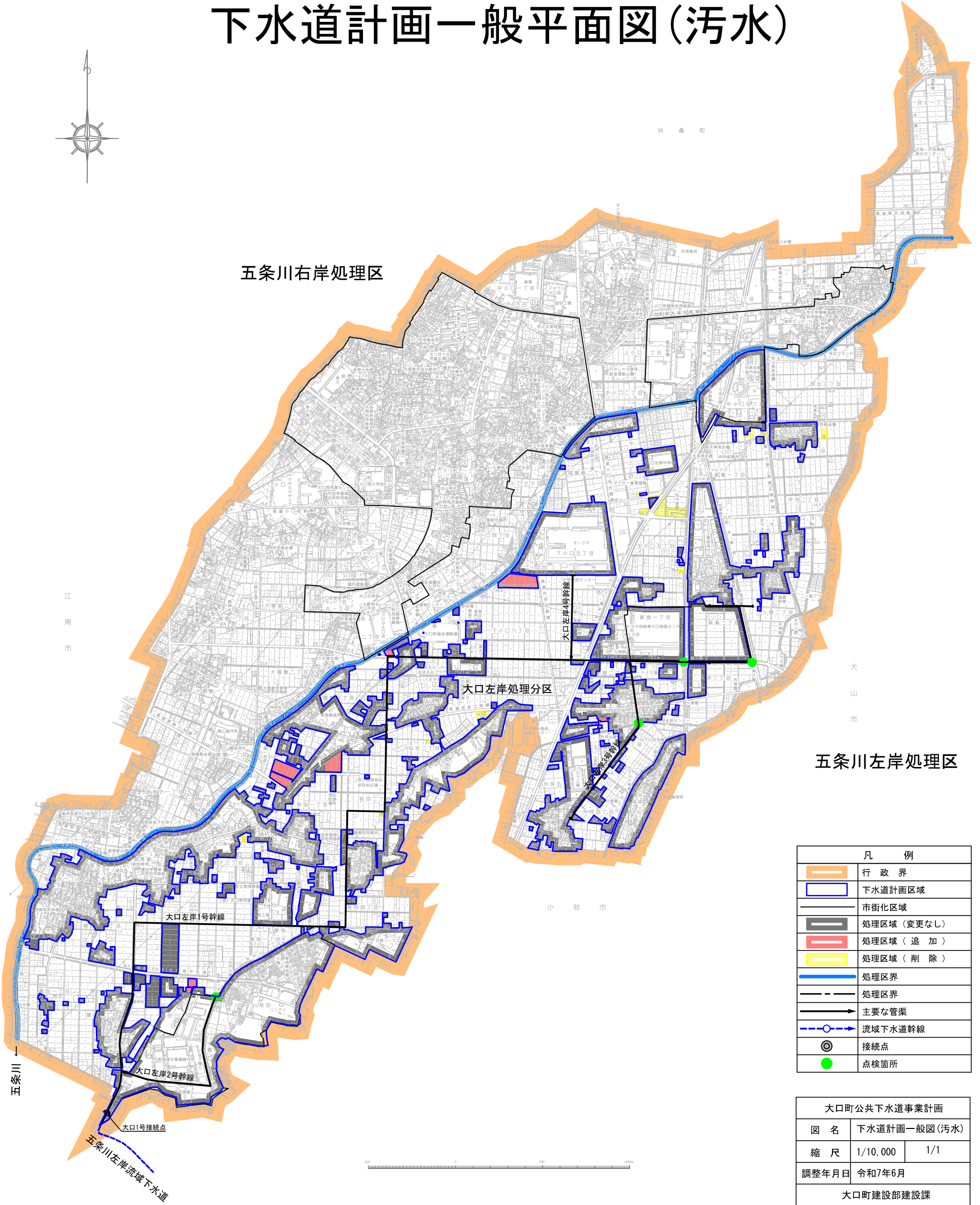
注) 目標耐用年数 = 土木・建築の標準耐用年数(50年) × 1.5 = 75年

下水道計画一般平面図(汚水)



扶桑町

五条川右岸処理区



五条川左岸処理区

凡例	
	行政界
	下水道計画区域
	市街化区域
	処理区域(変更なし)
	処理区域(追加)
	処理区域(削除)
	処理区界
	処理区界
	主要な管渠
	流域下水道幹線
	接続点
	点検箇所

大口町公共下水道事業計画		
図名	下水道計画一般図(汚水)	
縮尺	1/10,000	1/1
調整年月日	令和7年6月	
大口町建設部建設課		

